

森会長らが参議院議員そのだ修光先生を訪問し、ワクチン接種等に関する要望書を提出

森会長、稲葉副会長、香取専務理事、森山常任理事、青木常任理事が新役員体制の発足を受けて参議院議員の園田修光先生を表敬訪問し、就任ご挨拶を行いました。

また同時に、在宅協の東京・北関東支部とそのだ先生とのWeb意見交換会（7/7実施）で出た課題を要望書にまとめ、あらためて園田先生にお渡ししました。

在宅介護従事者にはワクチンの接種が遅れているため、この点での更なるご支援を要望したほか、サービス提供体制確保事業における要望をお伝えしました（次ページ参照）。



▼左端から青木常任理事、森山常任理事、そのだ修光先生、森会長、香取副会長、香取専務理事



参議院議員
園田修光 先生

一般社団法人 日本在宅介護協会
会長 森 信介



新型コロナウイルス感染症に関する在宅介護における要望書

日頃は当協会の活動に対し、多大なるご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶ中、私ども在宅介護事業者は、感染予防と拡大防止に努めながら事業運営を継続しております。

しかしながら、現在でも在宅介護の現場は多くの苦難に直面しており、介護事業者としての責任感と介護従事者の自己犠牲の精神に支えられ、何とかサービス提供を続けている状況であります。

在宅介護サービスは、在宅生活を送る要介護高齢者にとって極めて重要なライフラインであり、このサービスを維持し、我が国の在宅高齢者の命と暮らしを守るため、重ねてのご支援を申し上げます次第です。

あると考えられます。

こうした点について、在宅系介護サービスの従事者にも速やかにワクチン接種が行き渡るよう、総合的なご配慮をお願い申し上げます。

1.在宅介護事業者に対するワクチン接種を積極的に推進していただきたい

厚生労働省より示された『高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について(改正)(令和3年3月3日)』にて、在宅系介護サービスの従事者もワクチン優先接種の対象に含めていただきましたが、「自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等」であること、及び、「当該事業所等に従事する者で、そうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員」であること、更に「自治体の判断によって」との条件が付されました。

これらにより、結果としては居宅サービス事業者までワクチンが回ってくるケースは当初はほとんど無く、全国的に接種ペースが急加速した6月中旬になってようやく事例を見聞きするようになりました。ただ、施設系に比べて出遅れたことが尾を引き、当協会の東京北関東支部が実施したアンケート(6/30-7/5 実施)では、「1回でも接種が終わった従業員は何パーセントいますか」の問いに対し、「10%未満」と回答した会員が実に66.6%と圧倒的多数を占めています。

また、市区町村が実施する介護事業所向け接種の場合、当該市区町村の在住者であることが条件となっており、越境通勤する者が対象外とされていることも、主に都市部でのひとつの課題で

あると考えられます。

こうした点について、在宅系介護サービスの従事者にも速やかにワクチン接種が行き渡るよう、総合的なご配慮をお願い申し上げます。

2. サービス提供体制確保事業におけるかかり増し経費の使用用途制限を緩和いただきたい

前述のサービス提供体制確保事業において、一定の要件のもとであれば、「緊急時の介護人材確保に係る費用」及び「職場環境復旧・環境整備に係る費用」が助成対象経費として規定されています。

しかしながら、令和2年度補正予算における助成と比べて用途対象が厳しく設定されており、例えば空気清浄機やフィルターなどの備品類は対象外となっています。新型コロナウイルス感染防止には換気対策が不可欠である一方、天候等の理由で窓開けによる換気が十分に行えない場面も実際にはあることから、空気清浄機等は環境整備に係る費用であるとも考えられます。

また、介護現場においてはその実情にあわせて様々な感染対策が行われており、感染状況によっても必要となる物品等の種類や数は刻々と変化します。そうした多種多様な現場のニーズに応えられるよう、用途制限は可能な限り緩やかであることが望ましいと考えます。

介護事業者が臨機応変な感染対策を取ることが可能な体制とするためにも、対象経費の制限を緩和していただきますようお願いいたします。

以上